

少年法の改正について

〈特定少年とはどのような対象者か〉

新潟保護観察所

主任保護観察官

柳澤光春

柏崎市及び刈羽村の住民の皆様方におかれましては、平素から更生保護行政に御理解と御協力を賜り、篤く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月21日に少年法等の一部を改正する法律が成立し、成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律と同時に、令和4年4月1日に施行されました。

改正少年法では、18歳及び19歳の罪を犯した者を、その立場に応じた取扱いとするため「特定少年」として17歳以下の少年とは異なる特例が定められています。

まず少年法の適用対象年齢は引き下げないものとし、18歳及

び19歳の者については引き続き少年法が適用されることになりました。すなわち、これまでと同様20歳未満の事件の全件を家庭裁判所に送致し、家庭環境といった事件の背景に潜む問題等について、心理的側面等から調査する仕組みを維持します。

これは、18歳及び19歳の者は、社会において責任ある主体としての役割を果たすことが期待される立場となった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であるためです。また、これまで家庭裁判所等による専門的知見に基づく調査・処遇等が有効に機能してきたことなどに鑑み、本人の改善更生を図る観点からも、引き続きこれらの者

は「少年」として少年法の適用対象とされました。

他方、選挙権が付与され、単独で法律行為をなし得るなど、社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になったことを踏まえ、刑事司法上の取り扱いについては国民の理解や納得を得る必要性があることや、これらの者は民法上の成年として監護権の対象から外れて、法的に自立的な存在と位置付けられたことなどに照らし、18歳未満の者とは異なる取扱いが定められました。

具体的には、民法上の成年となる18歳及び19歳を「特定少年」とし、殺人や強制性交などの重大犯罪について、17歳以下よりも重い責任を負わせるとの考えから、原則として検察官に逆送する事件を拡大することになりました。

また、少年のときに犯した事件については実名・写真等の報

道が禁止されていますが、「特定少年」については、起訴された場合、本人の氏名や顔写真等を特定することになる推知報道が可能となったほか、資格取得を制限する特例は原則適用しないこととなり、20歳以上の場合と同様の制限を受けることになりました。

なお、民法の一部改正により、成年年齢は18歳となりましたが、飲酒や喫煙は20歳から変わりはありません。競馬や競輪などの公営ギャンブルも同じです。これらは、健康被害への懸念や、ギャンブル依存対策などの観点から、従来の年齢が維持されていますので御注意ください。





多文化共生は身近なところから



(公財) 柏崎地域国際化協会

事務局長 山本 睦子

(公財) 柏崎地域国際化協会は、昨年度設立25周年を迎え、皆様のご協力のもと、地域の多文化共生社会の推進を目的として活動を続けています。

「多文化共生」と文字にすると難しそうですし、いろいろな解釈があると思いますが、私は、「みんな(外国人も日本人も)が協力して、自分らしく楽しく生活することだ」と思っています。もちろん、言葉や文化はちがっています。でも、ちがっていて当たり前、互いの文化を認め合い、尊重し、地域の一人として共に生活していく。なんて素敵なことでしょう。そして、このことは急速に進むグローバル化社会で強く求められていることでもあります。

柏崎も例外ではありません。柏崎市の外国人数は、全人口の約1%(令和4年3月末現在)で、新潟県の中でも高い割合です。

当協会の主な活動に、日本語教室(昼・夜)、語学文化講座(英語・中国語・韓国語)、多文化理解講座などがあります。多文化理解講座では、外国人向けの日本文化理解講座(みそ料理や笹団子づくり)や、夏休みの子ども向け講座、学校へ出向いて行う学校出前プロジェクトなど、いろいろあります。

昨年度は、柏崎地域に生活する外国出身の方々の体験談を同うシンポジウムを実施しました。また、ホームページやフェイスブックで情報を発信したり、翻訳や通

訳のお手伝いをしたりしています。目立ちませんが、窓口や電話での相談にも力をいれています。また、ボランティアである言語文化サポートの方と一緒に活動を進めています。

残念なことです。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度から外国から来られた方々と市民の皆さんが交流する大きなイベントなどは実施できていません。今後の様子を見て、また計画していきたいと思っています。しかし、「交流」は、すぐ近くにあるのではないのでしょうか。

ある外国人の方は、「ごみの捨て方が分からなくて集積所で立っていたら、声をかけてもらった」と言っていて、協会に来られました。「近所に外国人の人が引っ越してきているので、話しかけるきっかけにしたいから」と、日本語教室のチラシをもっていかれた人もいます。そういう身近で親身なかかわりが、多文化共生社会を進める大きな交流だと思っております。

話しかけるのは勇気がいります。言葉の壁があることも事実です。しかし、日本語でオッケーです。困っている人がいたら、臆せず気軽に、そして、自然に話しかけてみてください。私たち職員もお手伝いしますし、協会には「生活ガイド柏崎」や「ゆびさし会話帳」などのお助けグッズもあります。ぜひ、市民プラザにある当協会に足を運びください。

